

## 利用規約

### 第1章 総則

#### 第1条 (本利用規約の適用)

1. 株式会社ジール (以下「当社」といいます。) は、この利用規約 (以下「本利用規約」という) といっています。) および個別利用申込書 (当社所定の書式の Zeal Enterprise-data Unified Service 利用申込書と題する書面をいいます。以下同じです。) に基づき、契約者 (第4条の規定に基づき当社と本サービス利用契約を締結した者をいいます。以下同じです。) に対して、本サービス (当社が契約者に対して本サービス利用契約に基づき提供する役務をいいます。以下同じです。) を提供し、本サービスの非独占的利用を許諾します。
2. 契約者及び申込者 (本サービス利用契約の締結を希望する者をいいます。以下同じです。) は、本サービスの利用にあたり本利用規約を遵守するものとします。
3. 本利用規約と個別利用申込書に規定された内容が異なるときは、個別利用申込書に規定された内容が本利用規約に優先して適用されるものとします。

#### 第2条 (本利用規約の変更)

1. 当社は、本利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他の条件は、変更後の本利用規約を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、本利用規約の変更の効力発生時期を定め、かつ、20日以上の予告期間において、契約者に対して電子メールを送信し、もしくは、当社所定のホームページに掲載することにより、本利用規約を変更する旨および変更後の本利用規約の内容ならびにその効力発生時期を通知するものとします。
3. 前項にかかわらず、本サービスに機能を追加する場合においては、当該本サービスの機能追加にかかる範囲において、本利用規約を変更することができ。ただし、この場合においても、当該変更を行う場合は、本利用規約の変更の効力発生時期を定め、かつ、契約者に対して電子メールを送信し、もしくは、当社所定のホームページに掲載することにより、本利用規約を変更する旨および変更後の本利用規約の内容ならびにその効力発生時期を通知するものとします。

### 第3条 (提供区域)

1. 本サービスの提供区域は、本利用規約および個別利用申込書に特に定める場合を除き、日本国内に限るものとします。契約者が本サービスを日本国外において利用することを妨げるものではありませんが、本サービスの日本国外における利用により契約者が本サービスを日本国内において利用するのと同等に享受できないことその他の本サービスの利用における何らかの不具合等が生じたとしても、当社は、当該不具合等および当該不具合等から直接的または間接的に契約者に生じた一切の損害について何らの責任も負いません。

## 第2章 本サービス利用契約

### 第4条 (本サービス利用契約の締結等)

1. 本サービス利用契約とは、当社が、本利用規約および個別利用申込書に基づき、契約者に対して、本サービスを提供し、本サービスの非独占的利用を許諾することを内容とする契約をいい、本条に従って申込者が個別利用申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾した場合に成立するものとします。
2. 本サービス利用契約は、申込者が個別利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、申込者は、当社が表示する本利用規約の内容を承諾のうえ、申込を行うものとし、申込者が申込を行った時点で、申込者が本利用規約の内容を承諾したものとみなします。
3. 申込者は、本サービスの利用開始希望日および利用を希望する本サービスが記載された個別利用申込書に記名押印し、当社に提出するものとします。また、当社は承諾の通知とともに、本サービスの利用開始日を通知するものとします。なお、サービス利用契約は、個別利用申込書による申込みおよびそれに対する承諾の通知ごとに成立します。
4. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービス利用契約を締結しないことがあるものとします。
  - (1) 申込者が虚偽の事実を申告したとき
  - (2) 申込者が本サービスの利用にかかわる料金の支払いを怠るおそれがあるとき
  - (3) 本サービスの提供が技術上困難なとき
  - (4) 申込者が過去に当社との契約に違反したことがあるとき

(5) 申込者が同業他社であるとき

(6) 当社の業務の遂行に支障があるときその他当社が不適当と判断したとき

4. 本サービス利用契約は、契約成立日における契約者、当社間の合意を規定するものであり、契約者および当社が、本サービス利用契約締結前に口頭により、または書面（FAX、電子メールその他電磁的記録媒体を含みます。以下同じです。）によるとを問わず、取り交わした合意、提供した各種資料、行った申入れ等が本サービス利用契約の内容と相違する場合は、本サービス利用契約の内容が優先されるものとします。
5. 本利用規約および個別利用申込書に記載されている内容は、サービス利用契約に関する合意事項の全てであり、契約者および当社は本サービス利用契約および本サービスに関し、互いに本利用規約および個別利用申込書で定められている内容以上の義務および責任を負担しないものとします。
6. 契約者は、第3項の個別利用申込書に記載した事項につき変更する事由が生じた場合は、当社所定の申込書に、変更内容を記入後記名捺印し、当社に提出するものとします。

#### 第5条（本サービスの実施期間）

1. 本サービスの実施期間は、個別利用申込書で規定するとおりとします。ただし、個別利用申込書で規定する実施期間満了の1か月前までに契約者および当社いずれからも別段の意思表示がないときは、引き続き同一条件をもって、実施期間はさらに1年間自動的に継続延長されるものとします、以後も同様とします。
2. 一部の本サービスでは、最低利用期間の設定があります。なお、最低利用期間は、個別利用申込書に定めるとおりとします。

#### 第6条（本サービスの終了）

1. 契約者は、当社に対し解約の申込を行うことにより、本サービス利用契約を解約し、本サービスの利用を終了することができるものとします。  
契約者は、本サービス利用契約を解約するときには、解約を希望する日の1か月前までに、当社所定の書面をもって当社に解約の申込を行うものとします。本サービス利用契約は、契約者から当社に解約の申込みを行った日から1か月を経過した日または解約の申込みを行った日から1か月を経過した日以降に到来する日のうち契約者が当該申込みにおいて指定する日に終了するものとします（以下本項に基づく本サービス利用契約の終了を「中途解約」といい、当該終了日を「中途解約日」といいます。）。

2. 契約者は、本サービス利用契約の全部または一部を中途解約する場合、残存する契約期間の未払い利用料金全額を中途解約料金として、中途解約日までに当社に支払うものとします。
3. 契約者または当社は、相手方が次の各号のいずれかの一つでも該当したときは、相手方に何らの通知・催告を要せず直ちに本サービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
  - (1) 手形または小切手が不渡りとなったとき
  - (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、または、租税滞納処分を受けたとき
  - (3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する破産手続開始の申し立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき
  - (4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - (5) 監督省庁から営業の取消・停止処分を受けたとき、または転廃業しようとしたときであって、本サービス利用契約を履行できないと合理的に見込まれるとき
  - (6) 第32条に定める表明、保証に反する事実があったとき、または、確約に反する行為があったとき
  - (7) 本サービス利用契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
4. 契約者または当社は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。
5. 契約者が第3項各号のいずれかに該当したことにより、当社が本サービス利用契約を解除したときには、契約者は、第2項に基づく中途解約料金を、ただちに当社に支払うものとします。

### 第3章 サービスの提供

#### 第7条 (本サービスの提供)

1. 当社は契約者に対し、本サービス利用契約に基づき善良な管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、本サービス利用

契約に別段の定めがあるときはこの限りではないものとします。

2. 本サービスの内容は、個々の本サービスごとに当社が用意する当社のインターネット上のホームページ（以下「本サービスホームページ」といいます。）に掲載される文書または個別利用申込書に定めるとおり（以下これらの本サービスの内容についての定めを「本サービス仕様」といいます。）とします。

#### 第8条（本サービスの利用）

1. 契約者は以下の事項を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。
  - (1) 第23条2項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
  - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
2. 次の事項は、本サービスの内容には含まれず、当社に対応する義務を負いません。
  - (1) 契約者等の利用するソフトウェアおよびハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
  - (2) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問い合わせ

#### 第9条（本サービスの提供時間帯）

1. 本サービスの提供時間帯は、本サービス仕様にて定めるとおりとします。
2. 前項の定めにかかわらず、本サービスの円滑な運営のために、計画的なメンテナンス（以下「計画メンテナンス」といいます。）を実施することがあるものとし、計画メンテナンス実施のために、本サービスの提供を一時的に中断することがあります。このとき、当社は、本サービス仕様に記載の方法で、計画メンテナンスを実施する旨を、当該計画メンテナンスにかかる契約者に通知するものとします。
3. 第1項の定めにかかわらず、当社は、本サービスの維持のためにやむを得ないと判断したときには、緊急のメンテナンス（以下「緊急メンテナンス」といいます。）を実施するために、本サービスの提供を一時的に中断することがあります。このとき、当社は、当該緊急メンテナンスの実施後すみやかに、緊急メンテナンスを実施した旨を、当該緊急メンテナンスにかかる契約者に報告するものとします。

#### 第10条（契約者の協力義務）

1. 契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり必要とする情報を、当社に提供するものとします。

2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、当社との連絡窓口となる利用責任者（以下「利用責任者」といいます。）を定め、その連絡先情報を当社に通知するものとします。また、利用責任者が変更となった場合は、すみやかに変更後の利用責任者に関する情報を通知する必要があります。
3. 本サービスの利用に関する契約者と当社の連絡は、すべて利用責任者を通じて行うものとします。

#### 第11条（本サービスに関する問い合わせ）

1. 当社は、本サービスに関する仕様または操作方法に関する質問を、利用責任者から受け付けるものとします。質問の受付・回答方法および、受付時間帯・回答時間帯は、本サービス仕様に記載のとおりとします。
2. 当社は、本サービスが正常に動作しない場合における原因調査、回避措置に関する質問または相談を、利用責任者から受け付けるものとします。質問または相談の対応時間帯は、本サービス仕様に記載のとおりとします。
3. 契約者が個別に導入したサービスおよびソフトウェアに関する問い合わせ、本サービスと組み合わせて使用しているソフトウェア（当社が本サービスの一部として提供しているものを除きます。）に対する問い合わせ、当社が契約者に提供する本サービスを構成するコンピュータ設備等（以下「当社サービス環境」といいます。）の内部構造に関する問い合わせ等、前二項に記載された内容以外のサポートに関しては、行いません。

#### 第12条（再委託）

1. 当社は、本サービス利用契約に基づき提供する本サービスに関する作業の全部または一部を、当社の責任において第三者に再委託できるものとします。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、当社が本サービス利用契約において負う義務と同等の義務を負わせるものとします。

#### 第13条（本サービスにかかる著作権等）

1. 本サービスにおいて当社が提供するソフトウェア・コンテンツ・関連資料等は、当社または第三者が著作権等を有するものであり、特段の定めがない限り、契約者は、当該ソフトウェア・コンテンツ・関連資料等を複製、翻案、公衆送信（送信可能化を含みます。）、改造、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等を行うことはできないものとします。
2. 本サービスの一部として当社が契約者に提供する、クライアント環境にて動作させるソフトウェア等において、その使用許諾条件が別途書面等

にて提示されている場合には、契約者は、当該使用許諾条件に従って当該ソフトウェア等を使用するものとします。

3. 当社は、本サービスにおいて、契約者が当社サービス環境に登録したコンテンツ等を、当社が本サービスを運営する目的に限り、当社サービス環境上において、複製、翻案、公衆送信（送信可能化を含みます。）等することができるものとします。

#### 第14条（データの取扱い）

1. 契約者は、契約者が当社サービス環境に登録・保存したデータ等のうち、契約者が重要と判断したデータ等を、自らの責任でバックアップとして保存するものとします。
2. 契約者は、本サービス利用契約が終了するときには、当社サービス環境に登録・保存したデータを、自己の責任と費用負担において、必要に応じてダウンロードして取得するものとします。なお、本サービス利用契約が終了した後においては、解約前に当社サービス環境に登録・保存したデータを、参照・閲覧・操作・取得等できないものとします。

#### 第15条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用において以下の行為は行わないものとします。

- (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為。
- (2) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為
- (3) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮蔑し、第三者への差別を助長し、または、当社もしくは第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 当社もしくは第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等のE-mailを送信する行為、嫌悪感を抱くもしくはそのおそれのあるE-mail（嫌がらせメール）を送信する行為、当社もしくは第三者のE-mail受信を妨害する行為、または連綿的なE-mail転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為
- (5) 第三者の保有するコンピュータに対して多数回の接続行為を繰り返し行い、もって当該コンピュータを利用困難な状態におく行為
- (6) 本人の同意を得ることなく、または、詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
- (7) 本サービスの利用により利用している情報を改ざんまたは消去する行為

(8) 当社または第三者になりすまして本サービスを利用する行為

(9) 当社もしくは第三者の設備等の利用、運営に支障を与える行為、または、与えるおそれのある行為

(10) 有害なコンピュータプログラム等を送信もしくは掲載し、または、第三者が受信可能な状態におく行為

(11) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます。）が見られるデータ等へリンクを張る行為

(12) 第三者に、前各号までのいずれかに該当する行為をなさせ、または、当該第三者の当該行為が存在することを知りながら適切な措置を講ずることなく放置する行為。

#### 第16条（当事者間解決の原則）

1. 契約者は、第三者の行為につき、前条各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該第三者に対し、直接要望等を通知するものとします。
2. 契約者は、自己の行為につき、前条各号のいずれかに該当するとして、当社または第三者から何らかのクレームが通知された場合、自己の責任と費用負担において、当該クレームを処理解決するものとします。

#### 第17条（トラブル処理）

当社は、契約者の行為が第15条各号のいずれかに該当すると判断した場合、または、前条第2項のクレームに関するトラブルが生じたことを知った場合は、契約者への事前の通知なしに、契約者が送信または表示する情報の一部もしくは全部の削除または非表示、あるいは第6条に基づく契約の解除等、当社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。

#### 第18条（自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスを利用するためのID、パスワードまたはメールアドレス等が当社により発行される場合、その使用および管理について責任を持つものとし、これらが第三者に使用されたことにより契約者に生じた損害については、当社は何ら責任を負わないものとします。また、これらの第三者の使用により発生した利用料金についても、全て契約者の負担とします。
2. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

3. 本サービスを利用して契約者が提供または伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
4. 契約者は、契約者等がその故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

#### 第19条（不正アクセス等）

当社は、当社サービス環境への不正なアクセスまたは本サービスの不正な利用を完全に防止することを何ら保証するものではありません。

#### 第20条（契約者固有情報）

1. 当社は、契約者が本サービスに自ら登録・入力した、契約者固有の情報であってアクセス制御機能が施されているもの（以下「契約者固有情報」といいます。）を、契約者の同意なく参照、閲覧等して利用しません。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者固有情報を、正当な範囲で参照、閲覧（当該各号において定める場合には第三者に開示することを含みます。）することがあるものとします。なお、当社は、次の各号のいずれかに該当することにより参照、閲覧された契約者固有情報を、当該各号の定めに基づく参照、閲覧の目的以外の目的に利用しないものとします。
  - (1) 刑事罰公法第218条その他司法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合において、当該処分の範囲で開示する場合
  - (2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合において、当該開示請求の範囲で開示する場合
  - (3) 生命、身体または財産の保護のために必要があると当社が判断した場合において、当該保護のために必要な範囲で利用、開示する場合
  - (4) 当社が本サービスを運用するために必要な範囲（利用料金の算定、設備の維持等）において契約者固有情報を参照する場合

#### 第21条（秘密情報の取扱い）

1. 本利用規約において、秘密情報とは、以下の情報をいうものとします。
  - (1) 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含みます。）で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報
  - (2) 秘密である旨明示して口頭またはデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後

10日以内に相手方に書面（電子的形式を含みます。）で提示された情報

(3) サービスの利用契約の内容（ただし、本利用規約および本サービスホームページに掲載されている内容を除きます。）

2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」といいます。）の責によらずして公知となったもの
- (2) 受領者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
- (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの

3. 契約者、申込者および当社は、それぞれ相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、本サービスの利用のために（また当社においては本サービスの運営、開発等のために）知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、契約者、申込者および当社は、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料（E-mail等、ネットワークを介して受領した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」といいます。）を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員および従業員以外の者に閲覧等させないものとします。

4. 前項に関わらず、次のいずれかに該当する場合、契約者、申込者および当社は、相手方の秘密情報または秘密資料を当該第三者に開示、提供することができるものとします。

- (1) 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとします。
- (2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合
- (3) 契約者、申込者および当社が、本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を書面で課して、本サービスおよび本サービスに関連するソフトウェア開発等に関する作業の全部または一部を当該第三者に委託する場合

5. 契約者、申込者および当社は、相手方から開示された秘密情報を、本サービスのためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用しないもの

とします。

6. 契約者、申込者および当社は、本サービス利用のために必要な範囲で秘密資料を複製することができるものとします。なお、秘密資料の複製物（以下本条において「複製物」といいます。）についても本条の定めが適用されるものとします。
7. 契約者、申込者および当社は、相手方から要求があった場合、または、サービス利用契約が終了した場合、遅延なく秘密資料（複製物がある場合はこれらを含みます。）を相手方に返却、または廃棄もしくは消去するものとします。なお、秘密資料を返却、廃棄もしくは消去した後も、本条に定める秘密保持義務は有効に存続するものとします。
8. 契約者、申込者および当社は、相手方の秘密情報を知ることになる自己の役員および従業員に本条の内容を遵守させるものとします。
9. 契約者、申込者が保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。）でその旨明示のうえ開示された情報および当該個人情報の開示のために契約者、申込者から受領した資料（第3項の資料と同種のものをいいます。）についてはそれぞれ、本条における秘密情報および秘密資料と同じ取扱いを行うものとします。ただし、第2項は個人情報には適用されないものとします。
10. 本条の規定は、サービス利用契約が終了してからも5年間、有効に存続するものとします。

#### 第22条（契約者の個人情報の取扱い）

1. 当社は、契約者が本サービスを利用して入力する契約者の取扱う個人情報（以下「契約者入力個人情報」といいます。）につき、契約者自らが取扱うものであり、当社は、これを秘密に保持する以外の義務を負わないものとします。
2. 契約者入力個人情報によって識別される特定の個人からの契約者入力個人情報に関する開示、訂正、利用停止、および消去要求等については、契約者が対応するものとし、当社に迷惑をかけないものとします。

#### 第23条（本サービスに対する責任）

1. 当社の責に帰すべき事由により、本サービス利用契約に基づく個々の本サービスが全く利用できない（当社が当該本サービスを全く提供しない場合もしくは当該本サービスの支障が著しく、その支障が全く利用できない程度の場合をいい、以下「利用不能」といいます。）ために契約者に損害が発生した場合、契約者が本サービスを利用不能となったことを当社が知った時刻から起算して24時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、当社は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本サービスの1か月の利用料金の金額

を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、当社は賠償責任を負わないものとします。本サービスの利用不能に関して当社が負う法律上の責任は、本項に定める範囲に限られるものとします。

2. 次の各号に掲げる事由は、当社の責に帰することができない事由（ただしこれらに限らない）であり、当社は、当該事由に起因して契約者に生じた損害については、いかなる法律上の責任も負わないものとします。

(1) 計画メンテナンスの実施

(2) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動

(3) 行政機関または司法機関による業務を停止する旨の命令

(4) クライアント環境の不具合

(5) 本サービスに接続するためのネットワーク回線の不具合

(6) 契約者の不正な操作

(7) 第三者からの攻撃および不正行為

3. 当社は、本サービス利用契約に基づく債務を履行しないこと（ただし、前各項の場合を除きます。）により、契約者に損害が発生した場合、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、第1項の金額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、当社の責に帰することが出来ない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

## 第4章 利用料金

### 第24条（料金月）

本サービスの利用月は、当月1日から当月末日までとします。

## 第25条（サービス利用料金）

1. 契約者は、個別利用申込書に従い、本サービス利用契約に基づく利用料金を当社に支払うものとします。なお、利用料金の計算及び請求については、個別利用申込書に別段の定めがない限り、以下の各号の通りとします。
  - (1) 従量課金以外の料金は本サービスの申込みに基づき発生するものであり、実際の利用に基づくものではありません。
  - (2) 初期費用は、本サービスの利用開始日をご請求の基準日と致します。
  - (3) 利用料金は、利用開始日およびその毎月の応当日に開始する1か月間の月次の期間に基づいています。従って、ある月次の時間の途中で追加された利用契約については、当該月次の期間全体および利用期間中残存する月次の期間分の料金が請求されます。料金の支払いは原則一括前払いとなります。契約者が特別の事情により、料金の支払いを月次払いされる場合には、初回の請求で初期費用と該当月の月次費用を請求するものとし、契約者より契約期間満了前に解約される場合には、契約期間の残存する月次の期間分の料金が請求されます。
  - (4) オプションでの従量課金の料金が発生した場合は、発生月の翌々月に請求するものとします。
2. 契約者から当社に対して支払い済みの料金については、事由の如何を問わず返金されないものとします。
3. 契約者と当社との間で、本サービス利用契約以外の他の契約が締結されている場合において、契約者が、当該他の契約に基づく金銭債務の履行を30日以上遅延している場合、当社は、当該債務が全額支払われるまで、本サービスを停止することができるものとします。

## 第26条（利用料金の支払義務）

契約者は、本サービスの利用料金および消費税相当額を、個別利用申込書に定める支払条件に従い、当社に支払うものとします。なお、支払期日が金融機関の休日にあたる場合は、当該支払期日は前営業日とします。

## 第27条（利用料金の支払条件）

1. 前条の支払時における金融機関に対する振込手数料等は、契約者の負担とします。
2. 当社は、個別利用申込書に記載のある利用開始日以後に契約者に対し請求を行います。ただし、個別利用申込書に別段の定めがある場合はその限りではありません。

3. 個別利用申込書に別段の定めがない限り、請求された料金は、当該利用開始日の翌月末を支払期限とし、契約期間を更新した場合も同様とします。ただし、オプションの従量課金の料金に関しては、発生月の翌々月末が支払い期限となります。
4. 契約者は、契約期間中は、当社に対し、完全かつ正確な請求情報および連絡先情報を提供し保持する責任を負います。
5. 契約者が本サービス利用契約により生ずる金銭債務（手形債務を含みます。以下同じです。）の履行を遅滞したときは、当社に対し、支払期日又は履行期限の翌日から完済の日まで年利 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
6. 契約者が利用料金および消費税等相当額を支払期日までに支払わない場合、当社は契約者に催告のうえ、本サービスの提供を停止することがあるものとします。

## 第 5 章 その他

### 第 28 条（権利譲渡等の禁止）

契約者は、本サービス利用契約に基づく権利および義務を、第三者に譲渡、貸与等しないものとします。

### 第 29 条（転売の禁止等）

契約者は、本利用規約に別段の定めのない限り、または当社の事前の書面による承諾のない限り、第三者に対して本サービスの全部または一部の機能に直接アクセスする形態での転売・再販売・サブライセンス等をしないものとします。

### 第 30 条（安全保障輸出管理）

契約者は、本サービスに関して外国為替および外国貿易法（これに関連する政省令を含みます。）で規定する許可が必要な輸出取引を行うときは、所定の許可を取得するものとします。

### 第 31 条（サービスの改廃）

1. 当社は、本サービスの提供を廃止することがあります。その場合、当社は、12 か月の予告期間において契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は本サービスの改善等の目的のため、当社の判断により、本サービスの内容の追加、変更、改廃等を行うことがあります。当該追加、変

更、改廃等の内容は、本サービスホームページに記載されます。当社は本サービスの内容の追加、変更、改廃等を行うときには、20日以上の予告期間をもって、変更後の本サービスの内容を、本サービスホームページに掲載します。

### 第32条（反社会的勢力等の排除）

1. 契約者、申込者および当社は、本サービス利用契約の締結にあたり、自らまたはその役員等（名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者を含みます。）および従業員（事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者を含みます。）が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。

(1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者

(2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者

2. 契約者、申込者および当社は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約します。

(1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為

(2) 違法行為や不当要求行為

(3) 業務を妨害する行為

(4) 名誉や信用等を毀損する行為

(5) 前各号に準ずる行為

### 第33条（ハイセイフティ用途）

契約者は、本サービスが、一般事務用、パーソナル用、家庭用、通常の産業用等の一般的用途を想定して実施されているものであり、原子力施設における核反応制御、航空機自動飛行制御、航空交通管制、大量輸送システムにおける運動制御、生命維持のための医療用機器、兵器システムにおけるミサイル発射制御など、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う用途（以下「ハイセイフティ用途」といいます。）に使用されるよう実施されているものではないことを確認します。契約者は、当該ハイセイフティ用途に要する

安全性を確保する措置を施すことなく、本サービスをハイセイフティ用途に使用しないものとします。また、契約者がハイセイフティ用途に本サービスを使用したことにより発生する、契約者または第三者からのいかなる請求または損害賠償に対しても当社は責任を負わないものとします。

#### 第34条（合意管轄）

契約者と当社の間で訴訟または調停の必要が生じた場合には、その訴訟額に応じて、当社本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第35条（準拠法）

本サービス利用契約等の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第36条（協議）

本利用規約および個別利用申込書に定めのない事項その他本利用規約および個別利用申込書の条項または記載に関し疑義を生じたときは、契約者および当社協議のうえ円満に解決を図るものとします。